

～人事委員会勧告(関連資料)～

- 1 人事委員会勧告の対象職員
- 2 人事委員会勧告の手順
- 3 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)
- 4 民間給与との較差に基づく平成30年の給与改定
- 5 本年の勧告のポイント
- 6 県職員[行政職]のモデル給与例(試算)
- 7 人事委員会勧告の実施状況

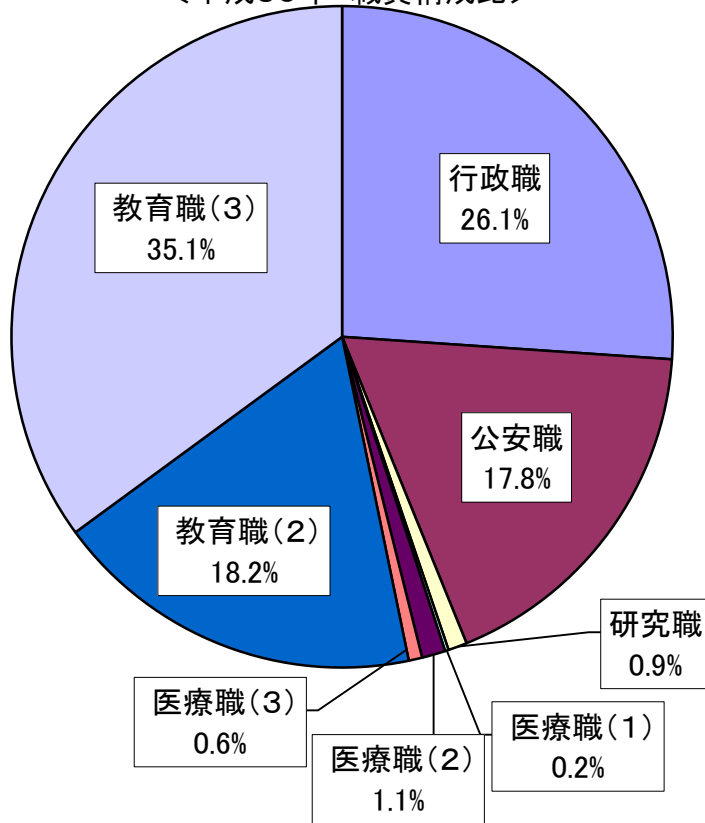
平成30年10月
熊本県人事委員会

1 人事委員会勧告の対象職員

人事委員会勧告の対象となるのは、給与条例の適用を受ける一般職の職員です。その給料表ごとの内訳は以下のとおりです。

- ・職員数は、17,290人であり、昨年と変化なし(行政職については、4,510人で昨年より39人の増)
- ・職員の平均年齢は43歳1月であり、昨年より1月若年化(行政職については、42歳10月で昨年より1月若年化)

<平成30年 職員構成比>



項目 給料表	職員数			平均年齢		
	本年	昨年	増減	本年	昨年	増減
行政職	4,510人	4,471人	+39人	42歳10月	42歳11月	▲1月
公安職	3,073人	3,041人	+32人	37歳10月	37歳11月	▲1月
研究職	160人	159人	+1人	40歳10月	40歳10月	0月
医療職(1)	30人	28人	+2人	48歳5月	47歳8月	+9月
医療職(2)	199人	207人	▲8人	41歳4月	42歳0月	▲8月
医療職(3)	114人	115人	▲1人	41歳8月	41歳11月	▲3月
教育職(2)	3,141人	3,129人	+12人	44歳1月	43歳7月	+6月
教育職(3)	6,063人	6,140人	▲77人	45歳6月	45歳9月	▲3月
合計	17,290人	17,290人	0人	43歳1月	43歳2月	▲1月

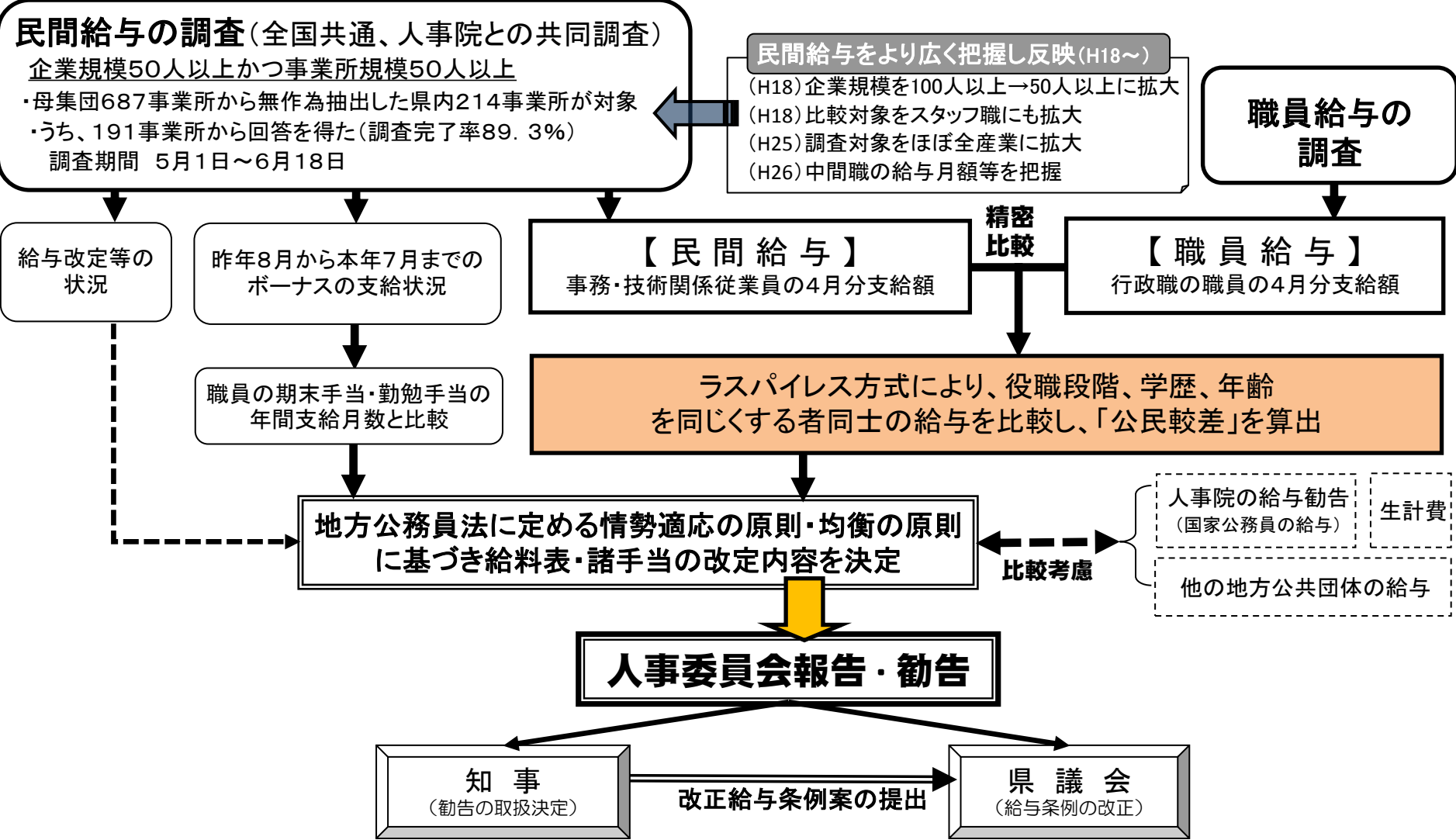
(平成30年4月1日現在)

※ 職員数、平均年齢等は、「平成30年職員給与実態調査」によるものです。

※ 職員数は、勧告対象職員のうち再任用職員、任期付職員、任期付研究員、育児休業中の職員、休職中の職員等を除く人数です。

2 人事委員会勧告の手順

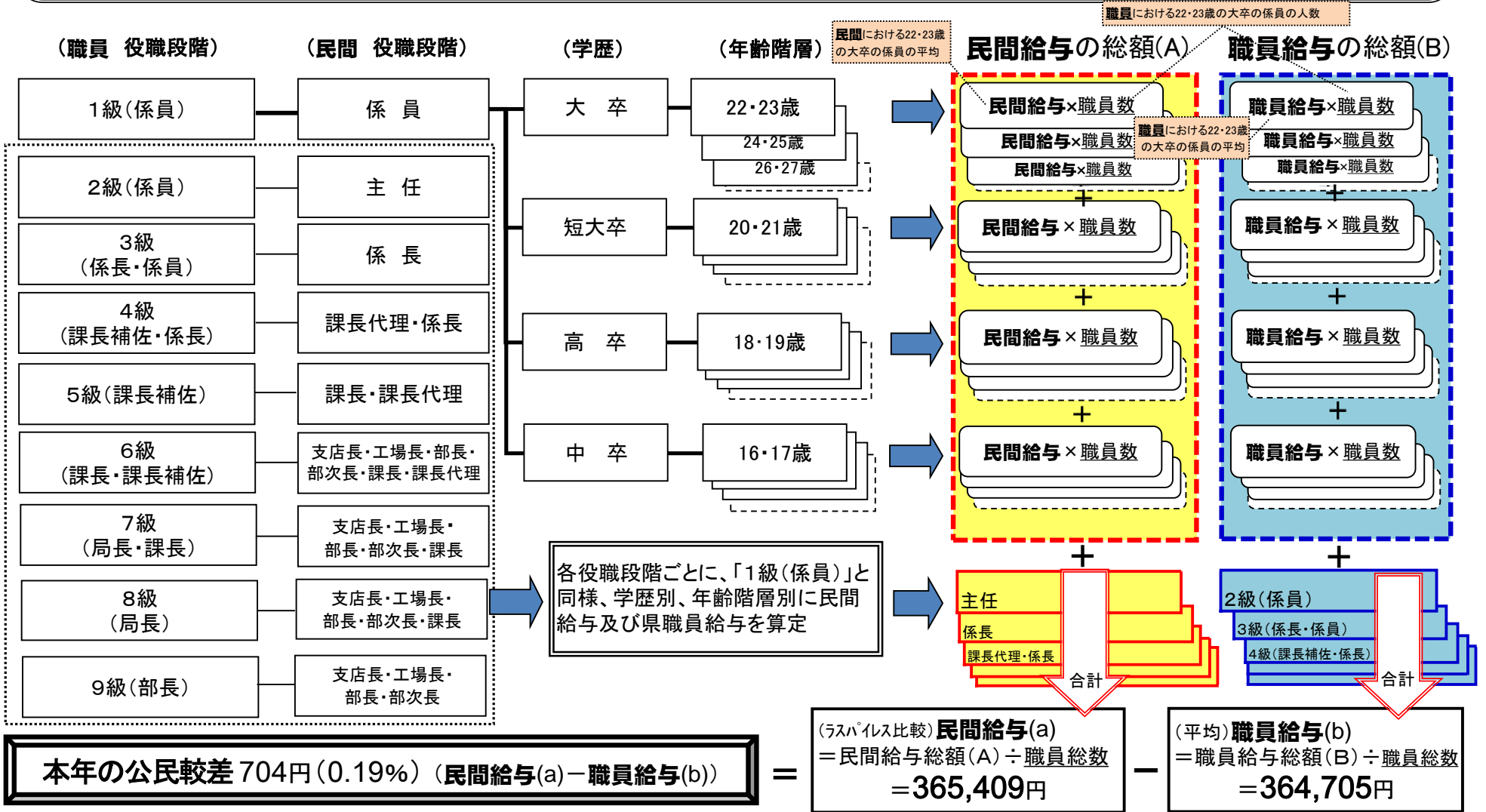
人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を解消することを基本に勧告を行っています。また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に報告・勧告を行っています。



3 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

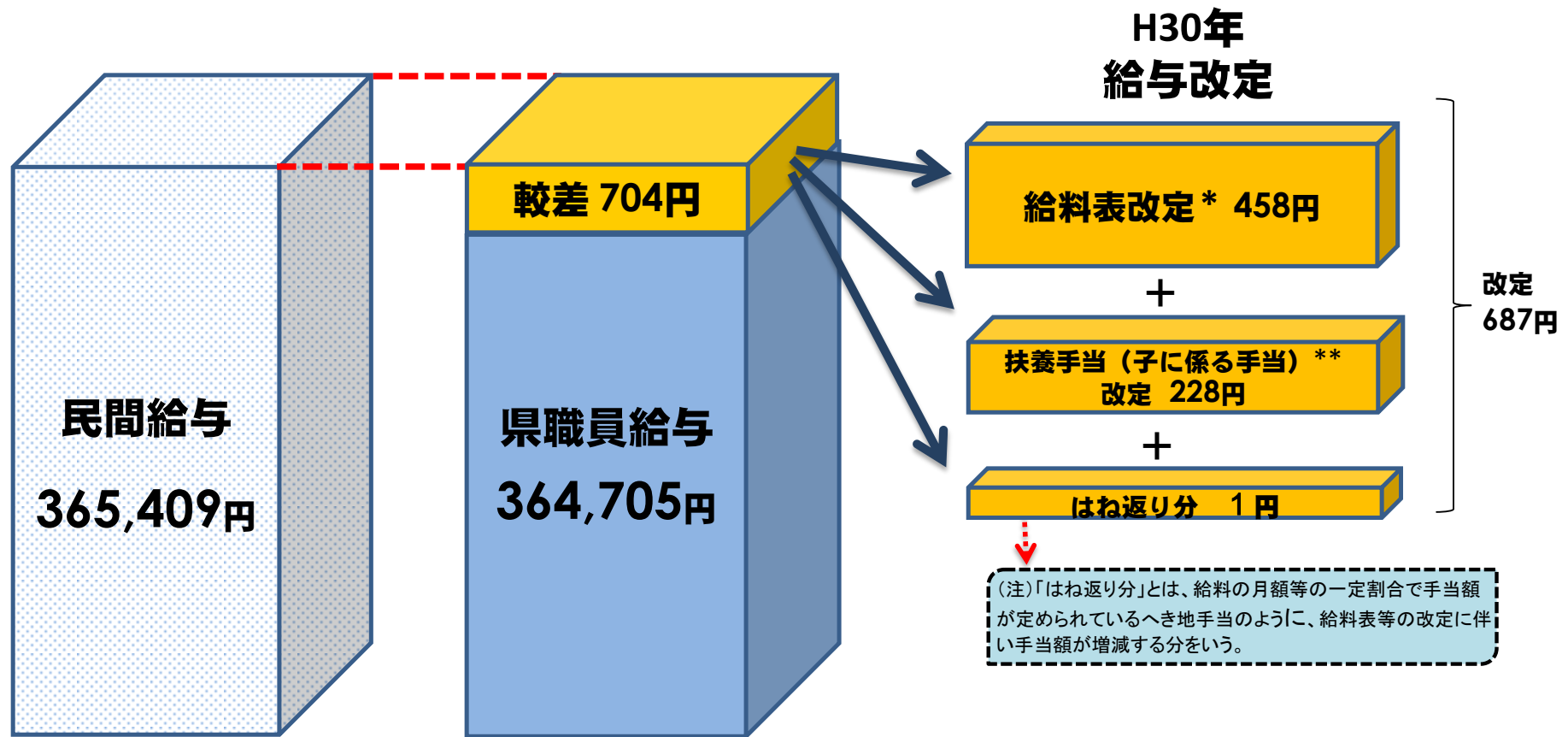
月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の本県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の較差があるかを算出しています。

具体的には、本年の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、次のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間従業員の平均給与のそれぞれに(本県の行政職)職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較し、公民の較差を算出しています。



4 民間給与との較差に基づく平成30年の給与改定

本年の民間給与との較差 704円(0.19%)を解消し、地域の民間給与との均衡を図るため、人事院勧告による国の俸給表改定に準じて給料表の改定を行います。また、給料表改定を行ってもなお残る較差について、子に係る扶養手当の手当額の引上げを一部前倒して実施することとしました。



* 給料表は、初任給を1,500円又は1,400円、若年層は1,000円程度、その他については400円を基本とした水準の引上げを行う。

** 扶養手当(子に係る手当)は、平成30年度の手当額を300円引き上げる。

5 本年の勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

- 民間給与と職員給与の較差704円(0.19%)を解消するため、給料表の水準を引き上げるとともに、子に係る扶養手当の手当額を引上げ
- 職員のボーナス(特別給)の支給月数を民間に見合うよう、0.05月分引上げ

1 給料表

- (1) 行政職給料表について、初任給を1,500円又は1,400円、若年層について1,000円程度、その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定
- (2) 他の給料表も、行政職給料表との均衡を基本に改定

2 扶養手当

子に係る手当額を300円引上げ

3 初任給調整手当

人事院勧告の内容や本県の給料表改定を勘案し、支給月額を引上げ

医師:414,300円 → 414,800円 獣医師:30,400円 → 30,500円

4 宿日直手当

人事院勧告の内容を勘案し、勤務1回に係る支給額の限度を引上げ

通常の宿日直勤務:4,200円 → 4,400円 医師又は歯科医師の宿日直勤務:20,000円 → 21,000円 等

5 特別給(期末手当及び勤勉手当)

民間の支給割合との均衡を図るため、0.05月分引上げ 年間4.40月分 → 4.45月分(引上げ分は勤勉手当に配分)

6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分

【実施時期】

1～4:平成30年4月1日から実施

5:支給月数の引上げについては平成30年12月1日から、期末手当の均等配分については平成31年4月1日から

【給料表の改定に伴う措置】

給料表の改定に伴い、給与制度の総合的見直しによる経過措置の対象外となる者については、所要の措置を講ずること。

※勧告後の平均給与(行政職 平均年齢43歳4月、平均経験年数21年2月)

月額365,392円 年間給与 6,068,000円 (勧告前との差 月額:+687円 年間給与:+29,000円)

6 県職員[行政職]のモデル給与例(試算) (扶養親族がない場合)

役職段階	年齢	勧告前		勧告後		年間給与額の差	備考
		給与月額	年間給与	給与月額	年間給与		
係員	18歳	151,500 円	2,270,000 円	153,000 円	2,300,000 円	30,000 円	新規高卒採用者
	22歳	185,800 円	2,784,000 円	187,200 円	2,814,000 円	30,000 円	新規大卒採用者
	25歳	198,100 円	3,249,000 円	199,400 円	3,280,000 円	31,000 円	
	30歳	231,900 円	3,803,000 円	232,900 円	3,831,000 円	28,000 円	
係長級	35歳	272,400 円	4,527,000 円	273,100 円	4,553,000 円	26,000 円	
	40歳	323,800 円	5,453,000 円	324,300 円	5,479,000 円	26,000 円	
課長補佐級	45歳	368,200 円	6,200,000 円	368,600 円	6,227,000 円	27,000 円	
課長級	50歳	468,900 円	7,660,000 円	469,300 円	7,690,000 円	30,000 円	
局長級	55歳	525,500 円	8,806,000 円	525,900 円	8,841,000 円	35,000 円	
部長級	58歳	628,700 円	10,724,000 円	629,100 円	10,768,000 円	44,000 円	

[注1] 給与月額及び年間給与は、給料、管理職手当並びに期末手当及び勤勉手当により算出しています。(平成28年の給料表切替えに伴う差額(経過措置額)は考慮していません。)

[注2] 給与月額及び年間給与は、職員の採用・任用状況等によって異なります。

※ 扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者10,000円、子1人につき8,000円(勧告後8,300円))を支給(平成30年度の手当額)

7 人事委員会勧告の実施状況

この10年間に於ける県職員の給与は、平成21年から平成25年までは、月例給又は特別給の減額や改定見送りによる年間給与の減少又は据置が続いていましたが、平成26年と平成27年は月例給・特別給ともに引上げとなりました。平成28年は、熊本地震により民間給与の調査を実施できなかったため、職員給与と民間給与の較差を算出できず、給与改定を見送りました。本年は、月例給・特別給ともに2年連続の引上げとなります。

内容等 勧告年	公民較差	月例給	特別給(期末手当・勤勉手当)		行政職職員の平均年間給与	
		改定率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成21年 (2009年)	△0.28%	△0.27%	4.15月	△0.35月	△15.2万円※	△2.4%※
平成22年 (2010年)	△0.10%	△0.10%	3.95月	△0.20月	△8.3万円※	△1.4%※
平成23年 (2011年)	△0.28%	△0.28%	3.95月	—	△1.7万円※	△0.3%※
平成24年 (2012年)	0.01%	勧告なし ^(注1)	3.95月	—	—	—
平成25年 (2013年)	0.05%	勧告なし ^(注2)	3.95月	—	—	—
平成26年 (2014年)	0.55%	0.55%	4.10月	0.15月	9.0万円	0.015
平成27年 (2015年)	0.34%	0.34%	4.20月	0.10月	5.9万円	1.0%
平成28年 (2016年)	—	勧告なし ^(注3)	4.20月	—	—	—
平成29年 (2017年)	0.33%	0.32%	4.40月	0.20月	9.4万円	1.6%
平成30年 (2018年)	0.19%	0.19%	4.45月	0.05月	2.9万円	0.48%

(※ 平成21～23年度は特例条例による減額後の平均年間給与による増減)

(注1) 月例給・特別給の改定以外の「昇給制度の改正及び自宅に係る住居手当廃止に係る勧告」あり

(注2) 月例給・特別給の改定以外の「給与構造改革における経過措置の廃止に係る勧告」あり

(注3) 月例給・特別給の改定以外の「扶養手当改定等に係る勧告」あり